議 第 69 号

平成26年 2 月21日提出

熊本市立子育て支援センター条例の一部改正について

熊本市立子育て支援センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例

熊本市立子育で支援センター条例(平成14年条例第27号)の一部を次のように 改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立地域子育て支援拠点施設条例

第1条中「子育でに」を「子育で家庭の親子が相互に交流を図るとともに、子育でに」に、「保育情報」を「情報」に、「親子の交流」を「助言」に、「子育で支援センター(以下「センター」を「地域子育で支援拠点施設(以下「拠点施設」に改める。

第2条中「センターの」を「拠点施設の」に改め、同条の表に次のように加える。

熊本市立街なか子育てひろば

熊本市中央区上通町2番3号

第3条中「センター」を「拠点施設」に改め、同条第2号中「保育情報」を「情報」に改め、同条第3号中「交流促進」を「交流の場の提供及び交流の促進」に改める。

第4条中「センター」を「拠点施設」に改める。

第5条の見出し中「入館」を「入場」に改め、同条中「入館」を「入場」に、「センター」を「拠点施設」に、「退館」を「退場」に改める。

第7条を第8条とし、第6条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第7条とし、 同条の前に次の1条を加える。

(拠点施設の職員の指示)

第6条 拠点施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、その利用に当たっては、

拠点施設の職員の指示に従わなければならない。

附則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

(提出理由)

街なか子育てひろばを新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。 これが、この条例案を提出する理由である。